



令和2年12月1日
十日町市文化観光推進室

文化観光推進法に基づく十日町市地域計画 「とおかまち スノーカントリーミュージアム ―雪の中のARTS&CULTURE―」 が大臣認定されました

今年5月に施行した「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」に基づく十日町市の地域計画が11月18日に主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）の認定を受けました。この計画に基づき、十日町市の文化観光を推進します。

1 文化観光推進法について

(1) 制度の趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化のため、文化についての理解を深める機会を充実させ、国内外からの観光客の来訪を促進する。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するための計画（拠点計画または地域計画の2種類。計画期間は5年程度）を作成し、主務大臣に認定されることで、国の支援（※）を受けることができる。（※）「博物館等を中核とした文化クラスター推進事業」令和2年度は補助率2/3、補助上限額7,500万円。

(2) 認定計画の件数

- ・令和2年8月12日認定 10件（うち拠点計画4件、地域計画6件）
- ・令和2年11月18日認定 15件（うち拠点計画11件、地域計画4件）

2 認定を受けた十日町市地域計画の概要

(1) 計画の名称

十日町市地域計画

「とおかまち スノーカントリーミュージアム ―雪の中のARTS&CULTURE―」

(2) 申請者

十日町市、十日町地域広域事務組合、十日町市文化観光推進協議会、一般社団法人雪国観光圏、一般社団法人十日町市観光協会、株式会社当間高原リゾート、松之山温泉合同会社まんま、株式会社HOME away from HOME Niigata

(3) 文化観光拠点施設

十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター「農舞台」、越後松之山「森の学校」キョロロ、十日町市清津峡溪谷歩道トンネル

3 添付資料 計画の概要

※計画の全文は文化庁のホームページで公開されています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92441401.html

■お問合せ先

十日町市文化観光推進室

担当：栞原・村山 ☎025-755-5133

⑬ 十日町市地域計画とおかまち スノーカントリー ミュージアム – 雪の中のARTS&CULTURE –

計画作成・実施体制

協議会：十日町市文化観光推進地域計画策定協議会
 自治体：新潟県十日町市
 中核文化観光拠点施設（設置者）：
 十日町市博物館（十日町市）
 越後妻有交流館キナーレ（十日町地域広域事務組合）
 まつだい雪国農耕文化村センター「農舞台」（同上）
 越後松之山「森の学校」キョロロ（同上）
 十日町市清津峡溪谷歩道トンネル（十日町市）
 文化観光推進事業者：
 十日町市文化観光推進協議会、（一社）雪国観光圏
 （一社）十日町市観光協会、（株）当間高原リゾート
 松之山温泉合同会社 まんま、（株）HOME away from HOME Niigata

計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

目標

- ・外国人来訪者数 ※2016～2019年度の平均を基準
 基準実績 10千人→2024年度18千人（1.8倍）
 ※10年後（2029年度）には27千人（2.7倍）
- ・来訪者数 ※2016～2019年度の平均を基準
 基準実績2,400千人 → 2024年度3,490千人（1.5倍）
- ・市内回遊者の増加（清津峡から他の施設への回遊率）
 2019年度6.5% → 2024年度26.5%（+20%）

地域文化観光推進事業

- 1.文化資源の魅力の増進>**
 ・「婿投げ」「スミぬり」などの無形文化資源のデータ化（映像化）
- 2.文化観光に関する利便の増進>**
 ・里山E-バイク（電動アシスト付自転車）の整備
- 3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>**
 ・夜間バスツアーによる周遊
- 4.国内外への宣伝>**
 ・体験画像やコンテンツの充実によるオンラインミュージアムの発信
- 5.施設又は設備の整備>**
 ・各施設のキャッシュレス化、Wi-Fi整備

文化クラスター推進事業費（5年間の計画ベース）

381百万円（うち、補助金250百万円）

計画区域

